



すこやかに

NO.9 10月号 R5.10.10

朝晩涼しくなり、頭が痛い・・・、お腹が痛い・・・、喉が痛い・・・と来室する児童生徒が増えてきました。全国的に、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが流行しています。茨城県でも罹患者が多く、本校でも、罹患してお休みする人もいます。

「我が家は、大丈夫!」と油断せず、引き続き感染症予防のご協力をお願いいたします。体調がすぐれないときには、無理をせず、ゆっくり休養していただければと思います。



学校における出席停止について



病院受診し、感染症と診断された場合は、学校までご連絡いただけると助かります。

診察を受けた際には、出席停止となる病名・いつから登校できるのかを医師にご確認の上、速やかに学校までご連絡ください。

※下記の表の出席停止期間が基準となります。不明・分からないことがありましたら、学校（養護教諭）までお問い合わせください。

お子様が登校しましたら、学校より「出席停止についてのお知らせ」をお渡しますので、保護者の方の記入の上、担任までご提出ください（医師による記入や、診断書の提出の必要はありません）。

出席停止となる主な病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が出なくなるまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	熱が下がって3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日を経過するまで
結核	医師の許可があるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師の許可があるまで

※伝染性紅斑（りんご病）・溶連菌感染症・ウイルス性胃腸炎なども医師の診察を受けて出席停止扱いになる場合がありますので、受診の際に、医師にご確認ください。

次のページに「インフルエンザ出席停止期間早見表」を載せましたので、参考にしてください。

インフルエンザ感染による児童・生徒の出席停止期間は、次のとおりです。

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

(学校保健安全法施行規則より：平成24年4月1日より改正されました)

※「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期します(下表の「例3」のように、発症後4日目以降に解熱した場合)。

★発症日(当日0日目)は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。そのため病院受診時に、医師に発症日を相談・確認することが必要です。

◆ 個人によって症状や経過は異なりますので、学校や病院にご相談ください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	解熱後3日目 出席停止	発症後5日目 出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	発症後5日目 出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後1日目 出席停止	解熱後2日目 出席停止	登校可能

